補助金調書

補助金名	猫の繁殖制限・所有者明示推進事業補助金				担当課 (連絡先)		:局生活衛生 i _:711−4273	部生活衛生課 内2253)
交 付 先	□団体		獣医師団体		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	口 非公	募(分	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件		•						
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市内において、猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着の助成事業を実施し得る動物病院が10以上含まれている法人は、一般社団法人福岡市獣医師会のみであるため。							
補助開始年度	平成21	年度	経過年数	10	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	猫の飼い主等に繁殖制限及び所有者明示の必要性を啓発し, 飼い主等の責任の自覚と動物愛護の推進を図ることを目的とする。							
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1				
終期を延長する 理由	現状として、猫の殺処分頭数がゼロになる見込みは立っておらず、所有者への返還に 至る事例も少ないため。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 猫1頭当たりの不妊去勢手術・マイクロチップ装着に対し3,750円とし、予算に定める範囲内で交付する。							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 「猫の繁殖制限・所有者明示推進事業」は、福岡市獣医師会の会員病院において正規の料金から猫1頭当たり7,500円を減じた金額で不妊去勢手術・マイクロチップ装着を行った場合に、減じた金額の1/2相当額を補助するものであり、補助金の交付先は福岡市獣医師会のみで済むことから、各飼い主に直接補助を行う場合に比べ、事務量が大幅に軽減されるため。 【再交付の配分基準】不妊去勢手術・マイクロチップ装着を行った猫1頭当たり3,750円 【審査基準】福岡市が発行した猫のマイクロチップ装着・不妊去勢手術依頼書							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年	度	前々	々年度
	750 7 5			1件		1件		1件
(2017)			702 Ŧ円 702 Ŧ円 702 Ŧ円			1,009 千円 1,020 千円 間の不妊去勢手術及びマイクロチッ		
前年度補助事業 の主な実施概要	プ装着を実施	もした。						
補助金交付による効果	殺処分の大半を占める子猫をなくすための繁殖制限と, 行方不明の猫をなくすための所有者明示については, 飼い主等の自覚によるところとなっているため, 本補助事業を行うことで, その重要性についての広範な周知に貢献している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。